

令和6年氷川町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時：令和6年2月9日（金） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：13名

1番 金川 次男	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
8番 中村 貢	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
11番 永田 裕二	12番 稲田 一	13番 井副 陽子
14番 本田 智恵子		

4. 出席農地利用最適化推進委員：9名

1番 稲田 誠	2番 吉村 正光	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 欠	8番 野尻 一也	9番 本山 満
10番 欠	11番 欠	12番 欠
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第8号 農用地利用集積促進等計画書（配分）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 大寺 玉緒

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第2回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、14番、本田委員、1番、金川委員を指名いたします。

つぎに、報告事項についてです。

報告(1)について事務局より説明願います。

大寺職員 報告(1)農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約についてご説明します。資料の1ページをご覧ください。この報告は賃料が設定してある貸し借りの合意解約の報告です。貸し人、借り人、農地の所在については資料をご確認ください。番号1から番号2が相対契約、番号3から番号5までが農地バンク契約での合意解約となります。

番号1、番号2が農地バンクに切り替えるための解約、番号3から番号5までが借り手の規模縮小にともなう解約となります。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。まずはじめに、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。資料は2ページとなります。

申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認をお願いします。申請地は〇〇地区集落内にある農地です。

借人と貸人は親子関係です。借人は現在、町内のアパートに居住しています。借人は子どもの成長による手狭感と将来的に見込まれる両親の介護等を考え実家がある〇〇地区内での居住を望み、近隣の宅地等に建築することを検討されました

が、交渉が不調に終わりました。そのため、実家敷地の一部と隣接する農地の一部を分合筆して転用する計画を立てられました。給排水計画につきましては、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し、雨水につきましては自然浸透および北側の農地に流されるということです。

申請地は農用地区域外で点在する小規模な農地のため第 2 種農地に区分され許可できる案件となります。以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を江崎委員よりお願いします。

江崎委員 　　2月6日午前10時より、申請者立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たしていると思われますので、審議方お願いします。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

（異議なし）

永田議長 　　異議もないようですので、議案第6号番号1について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

永田議長 　　全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。つぎに、議案第7号に入ります前に農用地利用集積計画の概要説明を事務局より行います。

上田主事 　　先月の総会で、農地の貸し借りについてお尋ねがありましたので、議案の前に農用地利用集積計画の説明を行いたいと思います。前のスライドをご覧ください。

まず、農用地利用集積計画とは農地の貸し借り（利用権設定）や売買（所有権移転）のことをいいます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法という法律に定められているものです。農用地利用集積計画の貸し借りの特徴としては、貸し手と借り手で決めた契約期間が満了を迎えると貸し借りの関係は終了し、貸し手は必ず農地を返してもらえる制度となっています。

なお、農地の貸し借りは農地法3条でも行うことができます。農地法3条で貸し借りをした場合、契約期間の満了を迎えても解約をする旨の届け出をしない限り契約が自動的に更新されていきます。それに加えて、農地法3条の場合は許可申請という形で農地法に規定する許可を受ける必要があります。

農用地利用集積計画では許可申請よりも簡単な手続きで、期間満了を迎えれば貸し手に農地が返還されるため、安心し

で貸し借りをを行うことができるため、氷川町では農用地利用集積計画での貸し借りを主として行っております。

農用地利用集積計画で農地の貸し借りを行いたい場合は、借り手が法律に定められた要件を満たしている必要があります。

その要件は、こちらの3つです。法第18条第3項に規定されています。

1. 計画の内容が市町村の基本構想に適合すること
2. 農用地のすべてを効率的に耕作すること
3. 農作業に常時従事すると認められること。原則150日以上
の従事日数とされています。

この3つの要件を満たしている場合は、農用地利用集積計画での貸し借りができることとなります。

なお、貸し手に対する要件はございません。

次に、契約開始までの流れをご説明します。

順序としてはおおまかに前に示している①～⑤まであります。

まず、貸し手、借り手から町に対して農地の貸し借りをしたい旨の申し出があります。

そして、先ほど申し上げた3つの要件を借り手が満たしていれば、町が農用地利用集積計画を作成します。その作成した計画は、農業委員会の決定を経て、公告を行うことにより貸し借りが行われることとなります。

農業委員会は、集積計画の決定を行うことが必要となりますので総会の議案として上程しているところです。

この、採決の方法についてですが、現在氷川町では基盤強化促進法であるため認めたいと思いますが、異議はありませんか。というふうに採決は行っておりません。議案なのに決はとらなくていいのかというところがありましたので、熊本県農業会議へ確認しました。回答としては、現在のやり方で問題はないとのことでした。理由としましては、農用地利用集積計画での貸し借りをを行う場合は、要件を満たしている必要があり、要件を満たしていない人は集積計画での貸し借りができないこととなります。貸し借りが認められるとされた人のみの案件が総会の議案として上程されているので、認めたいと思いますが異議はないか。という方法でも問題はないとのことでした。ただ、農業会議としては、法律で農業委員会の決定が必要とうたってありますので、決を採られたほうが間違いないのではないかなと思います。との意見でした。

ほかの市町村でも氷川町のような方法でしているところも

あれば、決をとっているところもありました。

そこで、事務局としましては、今月の総会から採決を行うこととさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

長くなりましたが、これで説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありました。何かご質問はありませんか。

濱田委員 農事組合法人が農地を借りて、その農地を法人の誰が耕作しているかまではわからないが、それはそれでいいのでしょうか。

上田主事 そうですね、あくまでその法人が要件を満たしているかどうかになりますので、耕作者の把握までは行っておりません。

濱田委員 法人が借りている農地で、所有者と法人の耕作者の間で賃料などのトラブルがあった場合はどうなりますか。

上田主事 その場合は、法人の代表者が窓口となって対応していただいております。

濱田委員 所有者と法人の間でトラブルがあった場合は、農業委員会に入らなくていいのですね。

本山推進委員 どのようにして賃料設定をしたのか経緯をしらないから、いきなり農業委員会に間に入れてくれと言われても難しい部分があるということですね。

坂梨事務局長 今回の話のように経緯がわからないから、途中で相談を受けても中に入るのは難しいかと思えますし、ケースバイケースになるのかなと思えます。法人の中でのトラブルは法人で話し合ってくださいとなるときもあると思えますし、一般の人から話聞いてくださいと言われて、話をききません。とも言えないかと思えます。その時は事務局に話をつないでもらうのかなと思えます。

永田議長 まだ法人とのトラブルの話は聞かないですね。

坂梨事務局長 農業委員会に上がってくる前に、解決しているのだと思えますね。

濱田委員 では、これから相談を受けたときは事務局へ話を振ってもよろしいですか。

坂梨事務局長 情報提供はしていただければと思います。

永田議長 他にありませんか。

入江委員 貸し借りが出たら事前に知らせてほしいとっていましたが、それはどうなりましたか。

上田主事 今月の総会案件分から、担当地区の委員の方には電話で事前にご連絡を入れております。数回はこのようなやりかたで事前連絡をしたいと思えます。

- 永田議長 他には何かありませんか。
(質問なし)
- 永田議長 質問もないようですので、農用地利用集積計画についての説明はこれで終わります。
つぎに、議案第7号氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)について上程します。事務局より説明願います。
- 大寺職員 議案第7号、氷川町農用地利用集積計画(利用権設定)についてご説明します。3ページと5ページをご覧ください。今回の案件は全部で12件です。番号1から番号11までが直接貸し借り契約、番号12が農地バンクでの契約になります。借り手、貸し手、農地の所在については資料でご確認ください。今回新規の利用権設定は20筆の58,196㎡です。以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
(異議なし)
- 永田議長 異議もないようですので、議案第7号について採決します。
決定することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 永田委員 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。
つぎに、議案第8号農用地利用集積促進等計画書(配分)について上程します。この案件は議事参与の制限に該当しますので、緒方推進委員の退席をお願いします。
(緒方推進委員、退席)
- 永田議長 それでは事務局より説明願います。
上田主事 私から、議案説明に入ります前に議案第8号の概要説明を行います。
こちらは、先ほど説明した名称と似ている計画書ですが、取り扱う法律が異なります。これは、バンク法といわれる法律に基づいた貸し借りとなっております。
内容としては、この計画書について農業委員会の意見を聴取する必要があるとされており、農業委員会の決定は必要ないため採決は行っておりません。以上で説明を終わります。
では、大寺から議案説明を行います。
- 大寺職員 議案第8号農用地利用集積促進等計画書(配分)について説明します。6ページをご覧ください。この案件は農業公社を通じた農地バンクの案件です。3月末で公社との契約が満了を迎えるもので、再設定になります。借り手、農地の所在については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

- 永田議長 ただいま事務局より説明がありました。これはバンク法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を聴取するものとなっております。何かご意見はありませんか。
- 濱田委員 農用地利用集積計画と農用地利用集積促進等計画の違いは何でしょうか。
- 續係長 取り扱う法律が異なります。
- 濱田委員 どのように違うのですか。簡単に教えてください。
- 續係長 農用地利用集積促進等計画は、農地バンク経由のみの貸し借りです。農用地利用集積計画は、相対と農地バンクのどちらでも貸し借りができます。令和7年度からは農地の貸し借りはバンク法に一元化されます。現在はバンク法に一元化される前の移行期間となります。
- 本山推進委員 よろしいですか。出し手が高齢化してきていますが、手続きが複雑になれば契約をしないという人が出てくるかもしれませんね。相対のように簡単に手続きができればいいのですが。農地バンクの支払いは口座でのやり取りで、年に1回ですよ。支払い時期は本人たちの好きな時期に設定することもできますか。
- 續係長 希望される時期に設定はできます。
- 本山推進委員 地元でもやみ小作はやめるように言うてはいるのですが、支払い時期は人によって都合があるので好きな時期に設定できるのであればいいですね。
- 永田議長 農地バンクをとおしたほうが、支払い忘れもなくなるし契約もまとめてできるのでそのほうがいいですよ。
- 續係長 事務局としましても、農地バンクに一元化されますのでこの移行期間に農地バンク経由の契約を推進しているところです。
- 永田議長 他にありませんか。
- (異議なし)
- 永田議長 何もないようですので、本案は原案のとおり認めたいと思います。ここで委員の退席を解きます。
- (緒方委員、着席)
- 永田議長 つぎに、その他連絡事項です。事務局より説明願います。
- 坂梨事務局長 ——<事務連絡等について説明>——
- 永田議長 委員の皆さまから何かありませんか。
- それでは、閉会を行います。
- 園田副会長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもって総会を閉会します。

(午後2時44分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)